

📅 1月16日 市町村自治会館別館

平成26年度医療費適正化に向けた保険者合同学習会

保険者協議会の構成保険者の医療費の状況やデータヘルス計画策定について説明

昨年に閣議決定された「健康・医療戦略」の中で、すべての医療保険者に対して保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定が求められていることから、熊本県保険者協議会（事務局：本会保健事業支援課）が、構成員である県内の全保険者に情報提供し計画策定を支援するために開催した。各保険者から約80人が参加した。

事務局の担当者が、まず各構成保険者の特徴と医療費の状況などを説明したうえで、データヘルス計画の背景とねらい、策定にあたっての留意点などについて、厚生労働省保健局による健康保険組合版の手引きを基に説明した。また、熊本県保険者協議会では医療費分析部会の事業で全保険者の健診データ分析を実施しており、平成26年度に実施した24年度の分析結果について報告した。



📅 1月23日 市町村自治会館

保険者間調整担当者説明会

処理方法や注意点を説明

保険者間調整については、昨年12月に厚生労働省から全医療保険者に対して、「被保険者資格喪失後受診により発生する不当利得の返還金を保険者間で調整する統一的な仕組みを策定し、平成27年1月1日から実施する」と通知された。背景には、①全国の医療保険者で資格喪失後の受診により発生する返還金に係る債権の把握、管理について、会計検査院からは是正及び是正改善の措置が求められ、返還金に係る医療費相当額を保険者間で相互に調整できる体制を整備するよう意思表示されたこと②医療保険関係者からも、保険者間で直接、調整処理ができるような体制整備を要望されてきたこと——がある。本会ではこれまでも国保共電システムの不具合に係る保険者間調整を行ってきたが、平成27年1月からは恒久的な調整も行うことになり、説明会開催の運びとなった。保険者から約50人が参加し、担当課である支払調整課が説明した。

【国保連合会を介在する保険者間調整】

この調整は、国保保険者間または国保保険者と協会けんぽ間に限られるもので、「システム不具合に係る調整」の対象費用のほかに移送費と出産育児一時金も対象となることや時効の取り扱い、支給申請時の資格確認などについて説明した。注意事項として、①資格確

認・支給申請から請求まで長期間を要するため、書類の不備がないように②期日に余裕があるものはシステム改修後の5月から実施するが、時効に近いものは3月の資格確認から実施し手作業を伴うこともある③協会けんぽでは1月から資格確認が行われているため、関係保険者は対応が必要④並行処理や他県交換、全国規模での処理もあるため、提出期日厳守——などを挙げ、対応をお願いした。

最後に、実施にあたっては、まずは医療機関に返戻の協力を依頼し、協力を得られたものは過誤返戻での対応とし、過誤返戻や被保険者への不当利得返還請求が困難なもので受領委任の同意が得られた場合に保険者間調整で実施するという取り扱いをお願いした。

【療養費等の代理受領方式による保険者間調整】

振替元保険者、振替先保険者それぞれの立場での処理手順と注意事項について、保険者レセプト管理システムの処理画面や関係書類・帳票の様式などを示しながら説明した。振替元保険者としての処理では、調整対象のCSVファイル作成方法について、システム改修前と改修後をそれぞれ説明し、変更点などを示した。

【包括的合意に基づく保険者間調整】

まず、①この調整は国保保険者間のみで、双方の負担額が同じ場合に限られること②診療報酬の請求行為の委任・代理権付与に係る委任状取得により、法的問題はないと国で確認されていること③医療機関からの委任状提出の確認が必要で、現在改修中のシステムで追加機能としているため、5月の過誤依頼分から実施予定であること④三師会の協力で委任状は既に提出されているが、未加入の医療機関もあるため、発生のとど協力を依頼すること——などを説明した

そのうえで、レセプト電算処理システムと保険者レセプト管理システムの改修点などを示しながら、申出方法の具体的な手順を説明した。

【連絡事項】

- 現在も手引き書の修正や追加が行われているので、今後資料や手引き書に変更があれば連絡する
- 平成27年度は手数料を徴収しないが、今後お願いする場合もあり、追って通知する
- 契約書未提出の保険者は提出をお願いする

最後に情報システム課から、国保共電不具合に係る保険者間調整の実施状況や、保険者間調整の直接の担当課は支払調整課であるが共電に係る部分は情報システム課で対応することなどを説明した。



📅 1月28日 市町村自治会館

国保主管課長会議

各課で対応中の事項について説明 保険者に理解と協力を求める

各保険者の国民健康保険主管課長などが出席し、熊本県国保・高齢者医療課と健康づくり推進課からも臨席のもと開催した。各課長から事業の状況などを説明した。

【保健事業支援課】

国保データベース（KDB）システムの機能追加により、①国保から後期高齢者医療に移行した被保険者情報の相互活用②全国同規模保険者比較——が可能となったが、①は契約変更、②は保険者による参加不参加の意思表示が必要であることを説明した。

また、平成27年度のKDBシステム等に係る保険者負担金や平成20～25年度の特定健診受診率・特定保健指導実施率（法定報告値）の状況について説明した。

【支払調整課】

保険者間調整の恒久化について、実施に至った背景などについて説明した。（実務的な内容を含めて既に担当者向けの説明会で説明しているため、詳細については本コンテンツP1～2「保険者間調整担当者説明会」を参照してください。）

【情報システム課】

平成23年10月に運用開始した共同電算システムの不具合について、是正処理の経過、現状について報告した。

不具合は平成23年10月～25年5月審査分において発生したもので、25年6月からはプログラムが修正され、不具合の発生は解消した。しかし、本会では不具合の影響を調査し、26年5月まで不具合の可能性のある約19万件のデータを整理・確認してきたが、なお6646件の資格確認を保険者にお願いせざるを得ない状況であった。そのため、国保中央会と厚生労働省が決定した全国統一の是正方法を用いてレセプトの資格確認と過誤調整、保険者間調整などを行うことを、全保険者にお願いしてきた。

このように保険者に多くの時間と労力を費やしていただいたことを改めて謝罪するとともに、三師会や関係団体、医療機関などの協力にも謝意を示した。

最後に、12月末時点の是正処理状況について各処理方式ごとに件数を報告し、未処理の264件について、該当する保険者に早急の対応をお願いした。

